

専決処分について（立川市都市計画税条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 39 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙
のとおり専決処分する。

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 31 年 3 月 29 日

立川市長 清水 庄 平

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。</p> <p>4 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>6 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p>3 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。</p> <p>5 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7～18 ……略……</p> <p>19 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>20及び21 ……略……</p>

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の立川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。